

平成 28 年定例会

# 環境生活農林水産常任委員会

## 説明資料

◎ 所管事項説明

1	「平成28年版成果レポート（案）」について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	「文化交流ゾーン」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	第2次三重県男女共同参画基本計画の改定について・・・・・・・・	9
4	犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（骨子案）について・	11
5	交通安全対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
6	次期生活排水処理アクションプログラム（最終案）について・・・・	17
7	ごみゼロ社会実現プランの中間評価について・・・・・・・・・・・・	19
8	三重県認定リサイクル製品の県の購入・使用状況について・・・・	22
9	各種審議会等の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25

- 別冊 1 平成28年版成果レポート（案）（環境生活部関係抜粋）
- 別冊 2 犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（骨子案）
- 別冊 3 第10次三重県交通安全計画（最終案）
- 別冊 4 第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（最終案）
- 別冊 5 生活排水処理アクションプログラム（最終案）

平成 28 年 6 月 21 日

環境生活部



# 1 「平成28年版成果レポート(案)」について

## 1 「平成28年版成果レポート(案)」について

これまでの成果レポート(平成25年版～27年版)においては、「みえ県民カビジョン・第一次行動計画」(以下、「第一次行動計画」という。)等に基づく前年度の県政の取組について評価等を行ってきました。

平成27年度が第一次行動計画における最終年度にあたることから、「平成28年版成果レポート(案)」では、第1編で、第一次行動計画の評価を行うとともに、第2編では、平成28年度からを計画期間とする「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」(以下、「第二次行動計画」という。)の取組を取りまとめています。

環境生活部が主担当となる第一次行動計画における施策、選択・集中プログラム、第二次行動計画における施策を、抜粋して別冊1に取りまとめました。

## 2 第一次行動計画における環境生活部所管の施策、選択・集中プログラムについて

第一次行動計画および第二次行動計画において、環境生活部が主担当である施策、選択・集中プログラムは、下表のとおりです。

### ◎施策

第一次行動計画	進展度	別冊頁	第二次行動計画	別冊頁
132 交通安全のまちづくり	B	7頁	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり	11頁
133 消費生活の安全の確保	B	13頁	143 消費生活の安全の確保	15頁
151 地球温暖化対策の推進	C	17頁	151 地球温暖化対策の推進	21頁
152 廃棄物総合対策の推進	B	23頁	152 廃棄物総合対策の推進	27頁
154 大気・水環境の保全	B	29頁	154 大気・水環境の保全	33頁
211 人権が尊重される社会づくり	B	37頁	211 人権が尊重される社会づくり	41頁
212 男女共同参画の社会づくり	B	43頁	212 あらゆる分野における女性活躍の推進	47頁
213 多文化共生社会づくり	B	51頁	213 多文化共生社会づくり	55頁
214 NPOの参画による「協創」の社会づくり	B	57頁	255 協創のネットワークづくり	61頁
261 文化の振興	B	63頁	228 文化と生涯学習の振興	69頁
262 生涯学習の振興	B	65頁		

◎第一次行動計画 選択・集中プログラム

	進展度	別冊頁
緊急課題解決 10 地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト	A	73頁

## 2 「文化交流ゾーン」について

### 1 これまでの経緯

三重県総合文化センターと三重県総合博物館、三重県立美術館という、文化芸術と学びの3大拠点施設が、それぞれの独自性を発揮しながら集積の利点を生かしてお互いの連携を強化することで、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となるよう、事業、運営の両面のあり方を検討してきました。

#### 【主なもの】

平成 25 年度 三重県文化審議会（以下、「審議会」という。）に文化交流ゾーン検討部会を設置して検討

#### 【別紙1参照】

平成 26 年度 審議会答申、「新しいみえの文化振興方針」策定

平成 27 年度 審議会の検討内容および総合博物館開館後の利用動向等をふまえ、環境生活部において文化交流ゾーン構成施設の事業、運営のあり方を検討

## 2 検討結果

### (1) 文化交流ゾーン構成施設のめざす姿

文化芸術と学びの拠点施設として、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となることをめざします。

これにより、県民の皆さんの利用拡大と満足度向上を図り、「文化と学び」の幸福実感を高めていきます。

### (2) めざす姿の実現に向けた対応策

県民の皆さんの利用拡大と満足度向上を図るためには、直接的には、公演や展覧会、講演・講座等の県民参加型事業の内容や運営が鍵になります。

審議会の意見等をふまえ、各施設の状況を分析したところ、総合文化センター（図書館を除く）と他の3施設（総合博物館、美術館、図書館）には特徴的な差異が認められました。これらに基づき対応策を整理しました。

#### ① 主な状況・分析

- ・ 総合文化センターは、顧客ニーズの掘下げなど一部に改善・深化の余地があるものの、明確なターゲット設定や効果的な広報を実施するなど、利用者確保等の意識・行動を徹底しています。
- ・ 他の3施設は、学術志向・研究志向が強く、「経営」への意識・関心が弱い状況です。ニーズ把握やターゲティング、広報等の運営面、事業面とも大幅な改善が必要です。
- ・ 総合文化センターと他の3施設が、異なる価値観で事業等を展開しており、集積の利点の生かし方や施設間の連携に関して改善が必要です。

## ② 主な対応策

### (ア) 経営感覚(経営分析)の導入・深化等

- ・ 公演・展覧会等の各種事業に関し、顧客分析をはじめとする経営分析を的確に実施するとともに、この分析結果に基づき、広報や営業を強化します。

### (イ) 企画の視点の変革

- ・ 職員の意識・発想を転換して企画の視点を変革するとともに、集積の利点を生かした新たな切り口での公演・企画展を実施します。

### (ウ) 各施設の連携の強化

- ・ 文化交流ゾーン構成施設間の連携を強化するため、一体的な組織運営に転換します。

		MieMu・美術館・図書館	総合文化センター
運営面	I 顧客分析(ニーズ把握)	顧客ニーズを把握するため、マーケット・インの取組を実施 ⇒県民の「見たい」企画を提供	現在の取組を維持・充実  改善の余地がある点はさらなる深化をめざす  ・顧客ニーズの掘り下げと企画への反映  等
	II ターゲットの設定	ターゲットを明確に設定	
	III 広報等	特徴を前面に出したPRを実施 手にとってもらおう広報を実施 広報結果の分析とこれをふまえた効果的な追加広報等を実施 リピーター獲得のための広報を実施・強化	
	IV 企画の視点の変革	意識・発想を転換 ・「見せたい」ものより「見たい」もの ・公益性と収益性のバランスを意識	
		集積の利点を生かした新たな切り口での公演・企画展を実施	
事業面	I 魅力ある企画展等	大衆性、スケールも勘案した企画展等を開催	掘り下げたニーズに基づく公演・イベント等を開催
	II 連携の強化	一体的な組織運営に転換	

## 3 めざす姿を実現するための具体的な制度設計

### (1) 審議会の意見に基づく検討

人材・ノウハウの不足を補いながら、上記対応策を進めていくためには、これを可能にする仕組み・体制を整える必要があります。

このため、審議会の意見に基づき制度設計を検討しました。【別紙1参照】

#### <主な内容>

(ア) 美術館と総合博物館を対象とする1つの地方独立行政法人を設置

(イ) 創意工夫の余地を拡大するため、図書館に一部指定管理を導入

(ウ) 地方独立行政法人及び図書館で経営分析等を実施

なお、人材・ノウハウの不足および一体的な施設運営のため、総合文化センターの指定管理者に、経営分析等を施設管理とともに業務委託・指定管理

(工) 一体的な組織運営・事業展開の仕組みとして「(仮)経営会議」を設置  
同会議で経営分析結果等をふまえて各施設の事業や運営全般<sup>(脚)</sup>を決定

(注) 図書館未設置市町への設置支援等、図書館の一部業務を除く。

## (2) 文化交流ゾーン構成施設の今後の運営の仕組み・体制

- ・ 上記制度設計では、「(仮)経営会議」を諮問機関や情報共有の場ではなく決定の場とし、その対象も基本的に各施設の事業や運営全般としました。  
しかし、そうすることで、本来、独自に意思決定を行い、評価委員会の業績評価を通じて業務改善サイクルを確立する地方独立行政法人とはなじみにくいものになります。
- ・ 現行地方独立行政法人制度が文化会館や図書館等を対象としていないことから、文化交流ゾーン構成施設のうち美術館と総合博物館だけしかそのメリットを享受できません。
- ・ 一方で、この2施設だけを対象とした地方独立行政法人であっても、新たに一定規模の経費(イニシャルコスト、ランニングコスト)が生じ、今回の改善手法としては必ずしも効果的な投資とは言えません。

以上のことから、審議会意見の基本的な考え方をふまえ、代替案を検討しました。**【別紙2参照】**

### <上記(1)との主な違い>

(ア) 美術館および総合博物館には一部指定管理(業務範囲：経営分析、広報の一部、施設管理)を導入

なお、指定管理者は総合文化センターの指定管理者と同一の法人等

(イ) 人材の育成・確保等の観点から、指定管理期間の長期化を検討

当面、上記(2)の手法で、文化交流ゾーン構成施設のめざす姿の実現に取り組んでいきたいと考えています。

なお、地方独立行政法人の活用につきましては、国のさらなる制度改正の際に、改めて検討します。

## 4 今後の主な予定

平成 28 年度 関係条例の改正(総合博物館、美術館および図書館に一部指定管理を導入するための改正)

平成 29 年度 指定管理者の選定

平成 30 年度 運用開始

◇三重県文化審議会文化交流ゾーン検討部会報告の主な内容(報告書(H26年1月)より抜粋)

## 1 文化交流ゾーンのミッション(理念、使命)、めざす姿等

「文化交流ゾーン」を構成する各県立文化施設が、それぞれの独自性を生かしながら、集積の利点を生かして、お互いの連携を強化することにより、一層魅力あふれる「県民の学び・体験・交流の場」となること

### (1) 県の中核的文化施設として

- ①三重の伝統や文化の継承・発展・発信を
- ②地域の文化芸術と学びを刺激し、牽引を
- ③市町や地域との対話・連携の強化を

### (2) それぞれの施設の魅力の向上のために

- ①県民の立場で企画立案を
- ②観覧環境の改善を
- ③来館者満足につながる対応を

### (3) 連携強化による新たな魅力の創出のために

- ①分野を越えた組み合わせ等による新たな企画を
- ②役割分担等で世代等を超えて楽しめる場に
- ③分野を越えた人材の交流を
- ④施設・設備の共同利用等で効率化を

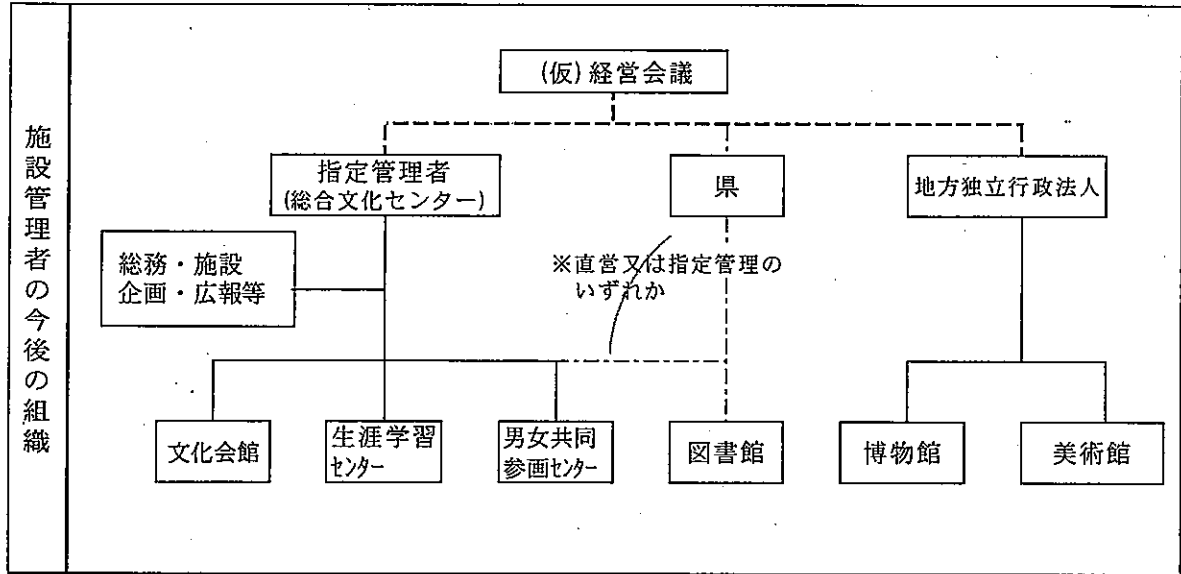
## 2 文化交流ゾーン構成施設の運営の基本的な考え方

- ①県民サービスの向上に向けて、各施設の独自性を生かしつつ、一体的に組織運営や事業を行えること
- ②経営の自由度を高め、柔軟な発想や創意工夫が生かされるとともに、経営努力が反映される運営手法とすること
- ③学芸業務等の専門性の高い業務については、継続性・専門性・計画性を担保できる運営手法とすること



### 3 文化交流ゾーン構成施設の今後の組織運営のあり方

施設運営の基本的な考え方等を勘案し、現時点においては次の方向で検討を進めていくべきであると考える。



#### 〔県に求めること〕

- ① 今後、県において、成功の鍵となる「(仮) 経営会議」の役割等も含め、施設運営の基本的な考え方をふまえた詳細な制度設計を行う必要がある。  
地方独立行政法人の設立には、県として一定の経営資源が必要になることから、最終的な決定は、詳細な制度設計や国のさらなる制度改正等をふまえ判断すべきである。
- ② 各施設は、文化芸術と学びに関する県のセンター機能を担う施設であり市町立施設との連携が不可欠であること等から、市町や教育委員会の意見を伺って最終的に決定していく必要がある。

＜文化交流ゾーン構成施設の今後の運営の仕組み・体制＞

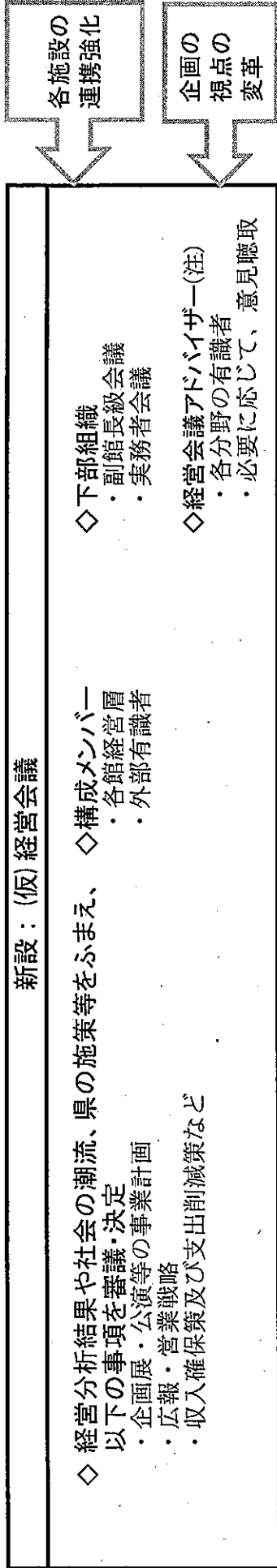
新設：(仮) 経営会議

- ◇ 経営分析結果や社会の潮流、県の施策等をふまえ、以下の事項を審議・決定
  - ・企画展・公演等の事業計画
  - ・広報・営業戦略
  - ・収入確保策及び支出削減策など

- ◇ 構成メンバー
  - ・各館経営層
  - ・外部有識者

- ◇ 下部組織
  - ・副館長級会議
  - ・実務者会議

- ◇ 経営会議アドバイザー(注)
  - ・各分野の有識者
  - ・必要に応じて、意見聴取



総合文化センター		
文化会館	生涯学習センター	男女共同参画センター

現行：全部指定管理

- 改善後：全部指定管理
  - ・二一ズの掘下げと企画への反映

現行：県直営

なお、施設管理は総合文化センターの指定管理者に業務委託

- 改善後：県直営(司書業務等)
  - ・一部指定管理
  - ・施設管理
  - ・経営分析
  - ・広報の一部

現行：県直営

- 改善後：県直営(学芸業務等)
  - ・一部指定管理
  - ・施設管理
  - ・経営分析
  - ・広報の一部

現行：県直営

- 改善後：県直営(学芸業務等)
  - ・一部指定管理
  - ・施設管理
  - ・経営分析
  - ・広報の一部

経営感覚の導入・深化

4施設の指定管理者は同一の団体。なお、指定管理期間の長期化を検討

(注) 「(仮) 経営会議」にアドバイザーを設置することに伴い、機能の重複等の観点から、県立図書館、総合博物館及び県立美術館に設置している協議会(諮問機関)を廃止

### 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の改定について

#### 1 趣旨等

県では、男女共同参画社会基本法および三重県男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）の規定に基づく基本計画を平成14年に策定し、男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成23年3月に策定した現行の第2次三重県男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）は、平成32年度までの10年間を計画期間としていますが、策定後すでに5年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行等、社会経済情勢の変化が生じていることから、平成28年度に基本計画の改定を行います。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づき、都道府県の策定が規定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（以下、「推進計画」という。）について、改定する基本計画と一体のものとして策定します。

#### 2 概要

##### (1) 基本方針

改定にあたっては、現行の基本計画の成果を検証し課題を整理するとともに、次に掲げる男女共同参画を取り巻くさまざまな要因もふまえながら、作業を進めます。

- ① 女性活躍推進法の成立（平成27年8月）
- ② 国の第4次男女共同参画基本計画の閣議決定（平成27年12月）
- ③ 男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査結果（平成27年12月）
- ④ 三重県男女共同参画審議会による提言（平成28年2月）

##### (2) 計画期間

平成29年4月～平成33年3月（4年間）

※現行の基本計画 平成23年4月～平成33年3月（10年間）

##### (3) 主な検討項目

###### ① 基本施策の体系

現行の基本計画はⅠ、Ⅱ、Ⅲ-I、Ⅲ-II、Ⅳ、Ⅴ-I、Ⅴ-II

###### ② 重点事項の設定 現行の基本計画は7項目設定

###### ③ 女性活躍推進法に基づく推進計画の具体的な位置づけ

### 3 検討体制

条例第8条に基づき、本年5月に三重県男女共同参画審議会（以下、「審議会」という。）へ諮問いたしました。今後は、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を聴き、県議会の議決を経て策定します。

#### 三重県男女共同参画審議会

条例第13条に基づき、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を審議する機関で、男女共同参画に関する各界の有識者等20名で構成されています。

なお、推進計画の策定にあたっては、条例第17条に基づく専門委員も審議に参画し、女性の職業生活等に関する観点から意見をいただきます。

### 4 今後の予定

- |        |   |
|--------|---|
| 7月     | 基本計画改定版（素案）の作成、審議会で審議（～8月）<br>（女性活躍推進法に基づく推進計画（素案）も含む、以下同じ） |
| 8月     | 基本計画改定版（中間案）の作成、審議会で審議（～9月）                                 |
| 10月    | 環境生活農林水産常任委員会で中間案説明   |
| 10～11月 | パブリックコメント実施   |
| 11月    | 基本計画改定版（最終案）の作成、審議会で審議（～12月）                                |
| 12月    | 環境生活農林水産常任委員会で最終案説明   |
| 1月     | 審議会から基本計画改定に係る答申  |
| 2月     | 議案上程  |
| 3月     | 基本計画改定・公表   |

## 4 犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）（骨子案）について

### 1 計画策定の趣旨

本県では、地域における自主防犯活動を促進するなど、県民等との「協創」による安全で安心なまちづくりに取り組んできました。特に、平成 28（2016）年 5 月の「伊勢志摩サミット」の開催に向けては、地域密着型のテロ対策の推進体制がスタートするなど、“オール三重”で一丸となった取組が展開され、県民の皆さんとの協創によって安全・安心なまちづくりを実現する機運が一層高まりました。

そのようなサミットの「レガシー（資産）」を引き継ぎ発展させ、県民等さまざまな主体との協創による安全で安心な三重のまちづくりを総合的に推進していくために、「犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）」を策定します。

### 2 現状と課題

本県における平成 27（2015）年中の刑法犯認知件数は、ピークであった平成 14（2002）年から 7 割近く減少するなど、犯罪情勢には一定の改善が見られます。

一方、子ども・女性・高齢者が被害者となる犯罪等は後を絶たず、県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。さらには、危険ドラッグ等違法薬物の蔓延、サイバー空間における犯罪の増加、国際的なテロ行為の発生等、社会情勢の急激な変化に伴う新たな問題に的確に対応する必要があります。

そこで、総合的かつ横断的に取組を展開し、関係部局等（知事部局、警察本部及び各種委員会等）が、より緊密に連携を図るとともに、一般県民をはじめとして、事業者、ボランティア、各種関係団体、行政等のさまざまな主体が連携・協働できる仕組みづくりが求められています。

### 3 骨子案の概要

#### （1）計画の位置づけ

犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例第 2 条に定めるとおり、県が「犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」こと、また、「第 10 次三重県交通安全計画」に基づく諸施策の推進により、交通事故のない安全・安心な社会の実現を図っていくことから、「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の中で、県を挙げて犯罪等をなくすための取組を総合的かつ横断的に推進する個別計画とします。

#### （2）計画期間

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」の計画期間に合わせ、策定の日から平成 31（2019）年度末までとします。

### (3) 基本方針

県民一人ひとりの参画・行動を促すことにより、犯罪の起こらない「意識づくり（犯罪・交通事故防止意識の醸成）」「地域づくり（地域の防犯力等の向上）」「環境づくり（犯罪のない環境の整備）」を進めます。

### (4) 計画目標（めざす姿）

県民の皆さんが主体となり、事業者、ボランティア、関係団体、行政等、地域のさまざまな主体が連携し協働することにより、犯罪や交通事故のない、安全・安心な暮らしが確保されている姿を、めざす姿とします。

### (5) 重点施策

現状と課題に鑑み、また、平成28年1月～2月に実施した「『犯罪から県民を守るアクションプログラム（仮称）』に係る県民意識調査」の結果も参考にし、以下の7項目を計画の重点施策とします。

- ① 犯罪被害に遭いにくい生活環境の確保
- ② 子ども・女性・高齢者を犯罪から守る取組
- ③ テロ対策の推進
- ④ IT社会における安全・安心の確保
- ⑤ 危険ドラッグ等の薬物乱用の防止
- ⑥ 交通事故ゼロ・飲酒運転ゼロをめざす取組
- ⑦ 犯罪被害者等支援対策の充実

## 4 今後の予定

平成28年6月～9月	中間案作成、推進会議等に意見聴取
10月	環境生活農林水産常任委員会で中間案説明 パブリックコメント実施
10月～11月	最終案作成、推進会議等に意見聴取
12月	環境生活農林水産常任委員会で最終案説明
平成29年1月	策定・公表

## 5 交通安全対策の推進について

### 1 第10次三重県交通安全計画（最終案）について

#### (1) 作成の趣旨

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第25条第1項】

「第9次三重県交通安全計画」（以下、「第9次計画」という。）の計画期間が平成27年度で終了することから、国の「第10次交通安全基本計画（計画期間：平成28～32年度）」を勘案しつつ、「第10次三重県交通安全計画」（以下、「第10次計画」という。）の作成を進めています。

#### (2) 最終案の内容

中間案について、平成28年3月11日から4月11日までの間、意見募集（パブリックコメント）を行ったところ、意見はありませんでした。

第9次計画の成果と課題をふまえ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善や、これまでの市町や関係機関・団体からの意見をふまえ、最終案をとりまとめました。

最終案の概要は、別紙1のとおりです。また、詳細については、別冊3のとおりです。

#### (3) 作成に向けた検討経過

平成27年12月	三重県交通安全対策会議幹事会（素案等の検討） 三重県交通安全対策会議（素案等の検討）
平成28年1月	素案について、市町・関係団体へ意見照会 三重県交通安全対策会議幹事会（中間案等の検討）
平成28年3月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
平成28年3月～4月	パブリックコメントの実施
平成28年5月	三重県交通安全対策会議幹事会（最終案の検討）

#### (4) 今後の予定

平成28年7月、平成28年度第1回三重県交通安全対策会議において本計画を決定し、計画的に関係施策に取り組みます。

また、計画の進捗管理については、年度ごとに実施計画を作成するとともに、実施結果について成果と検証を行い、効果的な執行に努めます。



# 『第10次三重県交通安全計画(最終案)』の概要

《陸上交通の安全》～交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり～

## 計画の趣旨

◎まえがき

- ・交通事故の防止は、国、県、市町、関係団体等だけでなく、県民一人ひとりが全力をあげて取り組むべき緊急かつ重要な課題。
- ・交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づく陸上交通の安全に関する施策の大綱を定める。
- ・計画期間は、平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間

◎計画作成にあたって

- ・第9次三重県交通安全計画を振り返って(成果と課題)
- ◇長期的には死者数死傷者数は減少、平成27年は過去最少
- ◇死者数の約6割が高齢者→高齢者、弱者対策が必要
- ・今後の方向性～交通事故ゼロ、飲酒運転0をめざす安全なまちづくり～

【特に注力すべき交通安全対策】

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 交通弱者(歩行者・自転車)の交通事故防止
- シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

## 目標の設定

- 【1. 道路交通の安全】 ①交通事故死者数 → 55人以下(H32年)
- ②交通事故死傷者数 → 7,300人以下(H32年)
- ③乗客の死者数 → 0人(H32年度)
- 【2. 鉄道交通の安全】
- 【3. 踏切道における交通の安全】 ④踏切事故件数 → 約1割削減(H32年度)

## 1. 道路交通の安全についての対策

今後の道路交通安全対策を考える視点

- 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
  - (1) 高齢者及び子どもの安全確保 (2) 歩行者及び自転車の安全確保
  - (3) 生活道路における安全確保
- 2 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

(1) 先端技術の活用推進

- ・安全運転支援システム等、技術発展をふまえたシステムの導入推進

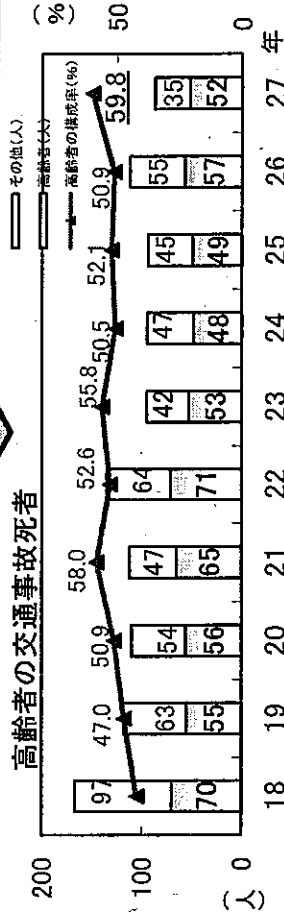
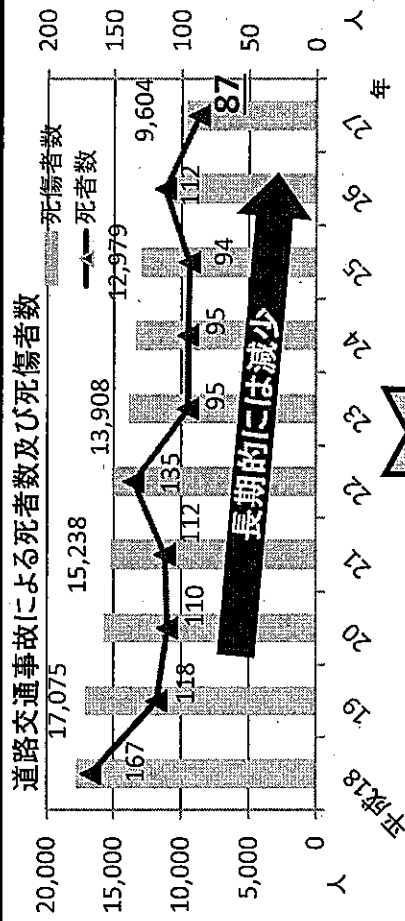
(2) 交通実態をふまえたきめ細かな対策の推進

- ・発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を実施
- (3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

・交通事故情報の提供などにより、県民主体の意識の醸成と協働

講じようとする施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底…地域で高齢者の安全確保
- 3 安全運転の確保…飲酒運転防止対策の充実、自動車運送事業者の安全対策
- 4 車両の安全性の確保
- 5 三重県独自の項目
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進…自転車保険への加入加速化
- 8 調査研究の充実



## 2. 鉄道交通の安全についての対策

【重大な列車事故の未然防止・利用者等の関係する事故の防止】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保

…保安監査の実施、安全上のトラブル情報の共有・活用、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、運輸安全マネジメント評価

- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と再発防止

## 3. 踏切道における交通の安全についての対策

【それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進】

- …高齢者等の歩行者対策
- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置

別紙1





## 2 第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（最終案）について

### (1) 策定の経緯

平成25年6月に制定した「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」（以下、「条例」という。）第6条に基づき、平成26年3月に「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（以下、「第1次基本計画」という。）を策定し、第9次計画と最終年を合わせ、平成27年度までの2年間の計画期間で取組を行ってきたところです。

第1次基本計画の期間が平成27年度で終了することから、これまでの成果と課題をふまえ、現在作成中の第10次計画との整合を図りつつ「第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（計画期間：平成28～32年度）の策定を進めています。

### (2) 最終案の内容

中間案について、平成28年3月11日から4月11日までの間、意見募集（パブリックコメント）を行ったところ、意見はありませんでした。

これまでの市町や関係機関・団体からの意見をふまえ、最終案をとりまとめました。最終案の概要は、別紙2のとおりです。また、詳細については、別冊4のとおりです。

### (3) 策定に向けた検討経過

平成27年12月	三重県交通対策協議会飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> 部会（素案の検討） 三重県交通安全対策会議（素案の検討）
平成28年1月	素案について、市町・関係団体へ意見照会
平成28年2月	三重県交通対策協議会飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> 部会（中間案の検討）
平成28年3月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の説明）
平成28年3月～4月	パブリックコメントの実施
平成28年5月	平成28年度第1回三重県交通対策協議会飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> 部会 （最終案の検討）

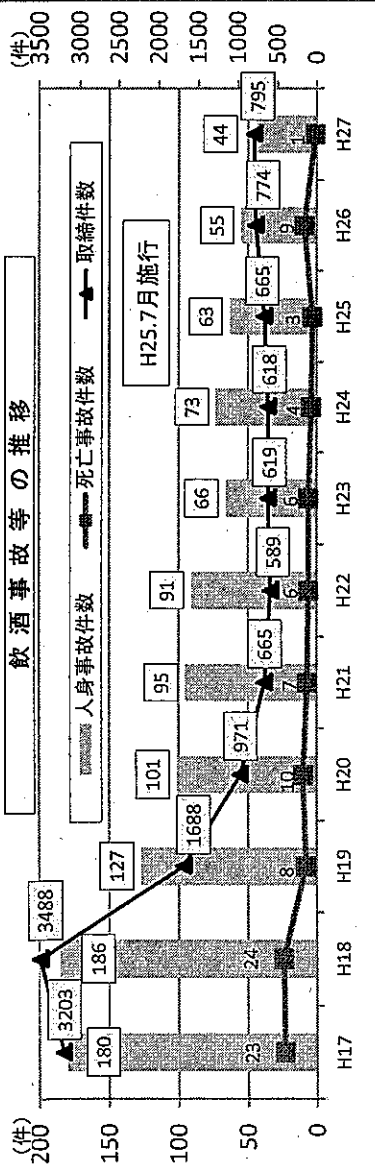
### (4) 今後の予定

三重県交通対策協議会飲酒運転<sup>ゼロ</sup>部会において策定とりまとめを行い、平成28年7月、平成28年度第1回三重県交通安全対策会議において本計画を承認後、計画的に関係施策に取り組みます。

また、計画の進捗管理については、毎年度成果と検証を行い、施策の実施状況を取りまとめた年次報告書を県議会に報告するとともに、効果的な執行に努めます。

# 第2次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(最終案)の概要

## 【第一】飲酒運転の現状と課題



**現状**  
 条例施行後は、飲酒運転による人身事故件数は年々減少していますが、平成26年目標値(53件以下)と、平成27年目標値(43件以下)は達成できませんでした。また、飲酒運転違反者が増加しています。

**課題**  
 未だに飲酒運転が後を絶たず、条例の基本方針である「規範意識の定着」「飲酒運転の再発防止」について、関係機関・団体との連携を密にして、県民に対する飲酒運転防止意識の普及徹底を図る必要があります。

そのため、第2次飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画を策定し、飲酒運転根絶対策を推進させることにより、飲酒運転0(ゼロ)の三重県をめざします。

## 【第二】基本方針と推進体制

◎計画期間 5年間(平成28年度～平成32年度)

<p><b>1-1</b>                  飲酒運転防止のための取組                  ○ 県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という意識の定着を図るための教育、啓発活動の推進</p>	<p><b>1-2</b>                  教育機関等による教育                  ○ 教育機関等における飲酒運転防止教育の推進</p>	<p><b>2-1</b>                  飲酒運転再発防止のための措置                  ○ 飲酒運転違反者に対する再発防止のための教育及び啓発活動の推進</p>	<p><b>2-2</b>                  飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策                  ○ 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務履行の促進、アルコール関連問題の知識の普及・啓発活動の推進</p>	<p><b>3</b>                  計画の推進                  ○ 県及び三重県交通対策協議会による推進体制の確立・連携</p>
---	---	---	---	--

## 基本目標 飲酒運転による人身事故件数 (H32年→18件以下)

<p><b>基本施策の活動目標</b>                  ハンドルキーパー推進店等の指定等(年間1,000店以上)                  (H32年度→10,400店【事業所】)</p>	<p><b>基本施策の活動目標</b>                  飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動等)                  (H32年度→毎年100%実施)</p>	<p><b>基本施策の活動目標</b>                  各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率                  (H32年度→毎年100%実施)</p>	<p><b>基本施策の活動目標</b>                  飲酒運転違反者の受診率                  (H32年度→50%以上)</p>
---	---	--	---

## 【第三】基本施策

- 1-1** 飲酒運転防止のための取組
- (1) 飲酒運転防止意識の普及徹底
  - 【新】飲酒運転0(ゼロ)宣言事業所の認証・公表などの自主的な取組の推進・検討
  - (2) 広報啓発活動の推進
  - (3) 事業所における取組
  - ・すべての事業者における取組
  - 【新】飲酒運転0(ゼロ)宣言等への積極的な取組
- 1-2** 教育機関等による教育
- (1) 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
  - (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
- 2-1** 飲酒運転の再発防止のための措置
- (1) 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
  - (2) 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
- 2-2** 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策
- (1) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務
  - (2) アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組
  - 【新】アルコール健康障害対策基本法に基づき三重県アルコール健康障害対策推進計画(仮称)の策定と連携
  - 【新】「飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」に係る飲酒運転違反者への診療マニュアルの作成・活用
- 3** 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり
- (1) 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進
  - (2) 相談体制の確立
  - (3) 情報提供
  - (4) 飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日(毎年12月1日)
  - (5) 表彰
  - (6) 報告

別紙2

## 6 次期生活排水処理アクションプログラム（最終案）について

### 1 生活排水処理アクションプログラム策定の趣旨

より快適な生活環境と健全な水環境の維持のため、生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）（以下、「整備計画」という。）を策定し、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進させることで、生活排水処理施設の整備率向上に取り組んできました。

今回、現行整備計画が目標年度（平成 27 年度）を迎え、計画上の整備率（82.2%）に対し、82.6%（速報値）と目標を達成する見込みですが、本県では引き続き生活排水処理施設の整備促進が重要であるため、人口減少や厳しい財政事情といった社会、経済情勢の変化を踏まえ、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省が策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき、次期整備計画を策定します。

### 2 整備計画策定に向けた検討体制等

本整備計画の策定にあたっては、庁内に環境生活部、農林水産部、県土整備部、3 部の関係各課で構成する「生活排水対策連絡調整会議」を設置し、市町と協議・調整を進め、中間案についてパブリックコメントを実施したうえで最終案を取りまとめました。

パブリックコメントについては、平成 28 年 3 月 23 日から平成 28 年 4 月 21 日まで意見募集を行いました。意見はありませんでした。

なお、本整備計画の基礎資料となる各市町の生活排水処理施設整備計画の作成においても、必要に応じて市町で地元説明会やパブリックコメントを実施するなど、住民意向の把握に努めました。

### 3 最終案の概要

最終案の詳細については別冊 5 にまとめました。

#### (1) 目標年次と計画期間

中期目標年度：平成 37 年度末（10 年間）

長期目標年度：平成 47 年度末（20 年間）

#### (2) 施策概要

生活排水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの持続的かつ効率的な運営管理について、県と市町が協力して計画的かつ効率的に実施し、次の目標の達成をめざします。（表参照）

① 生活排水処理施設整備率：平成 37 年度末（中期目標年度）92.3%

平成 47 年度末（長期目標年度）97.6%

② 生活排水処理施設の改築・更新及び運営管理が適切かつ計画的に進むよう、関係市町に情報提供や助言などを行います。

#### 4 今後の予定

本整備計画については平成 28 年 6 月中に策定し、すみやかにホームページ等を通じて公表するとともに、市町へ周知します。

また、今後は本整備計画に沿って、市町や関係各部との連携のもと、未整備人口の解消に向け、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進していきます。

表 生活排水処理アクションプログラム整備目標

項目	平成26年度末 (実績)		平成37年度末 (中期目標年度)		平成47年度末 (長期目標年度)		整備完了時 (整備率100%)		
	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	
集合処理	下水道	939,238	50.7	1,161,101	67.0	1,202,668	75.5	1,299,587	81.6
	農業集落排水施設等	94,322	5.1	85,590	4.9	75,839	4.8	75,839	4.8
	漁業集落排水施設	6,335	0.3	5,208	0.3	5,606	0.4	7,407	0.5
	コミュニティ・プラント	3,388	0.2	1,069	0.1	285	0.0	33	0.0
	計	1,043,283	56.3	1,252,968	72.3	1,284,398	80.7	1,382,866	86.8
個別処理	市町村設置型浄化槽	14,522	0.8	41,512	2.4	41,821	2.6	46,447	2.9
	個人設置型浄化槽等	452,202	24.4	305,067	17.6	227,850	14.3	163,034	10.2
	計	466,724	25.2	346,579	20.0	269,671	16.9	209,481	13.2
合計	1,510,007	81.5	1,599,547	92.3	1,554,069	97.6	1,592,347	100.0	
(参考) 県将来人口	1,852,085 (実績)		1,732,835		1,592,347		(1,592,347)		

- 1) 整備率に関しては、四捨五入の関係で各数値の和が合計欄の数値と合わない場合があります。
- 2) 平成 26 年度末の生活排水処理施設整備率（合計及び浄化槽）は、今回の生活排水処理アクションプログラムの策定にあわせて、市町が整備率を再精査したものです。
- 3) 県将来人口は、各市町が今回の生活排水処理アクションプログラムの策定のために予測した将来人口を集計したものです。

## 7 ごみゼロ社会実現プランの中間評価について

### 1 経緯

ごみ（一般廃棄物）の発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」を実現するため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示した「ごみゼロ社会実現プラン」（以下、「プラン」という。）を平成17年3月に策定しました。（別紙1参照）

プランに基づく取組の進捗管理については、「ごみゼロプラン推進委員会」での議論をふまえて毎年度評価・検証を行っており、平成23年3月には中期目標の見直しなど、プランの改定を行いました。

### 2 取組の進捗状況

#### (1) 数値目標に関する進捗状況（平成27年度は速報値）

##### ① 家庭系ごみ排出量

県内全域に広がったレジ袋の有料化や、8市町における家庭系ごみの有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透により、平成27年度は基準年（平成14年度）と比べ16.5%の削減となりましたが、平成22年度以降は削減率の伸びが鈍化しています。

##### ② 事業系ごみ排出量

市町における事業系ごみの処理手数料の値上げや、事業者自身の発生抑制の取組により、平成27年度は基準年と比べ30.1%の削減となりましたが、平成22年度以降は横ばい傾向となっています。

##### ③ 資源としての再利用率（市町によって回収されたもののみを対象）

再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収が活発化し、市町の資源回収量が減少したことにより、平成27年度は基準年と同程度にとどまっています。

##### ④ ごみの最終処分量

ごみ焼却残さの資源としての利用やプラスチック等の資源化などにより平成27年度は基準年と比べ76.8%削減され、35,119tとなっており、中期目標（55,000t）を達成しています。

表1 数値目標に関する進捗状況 (t/年)

指標名		平成14年度 (基準年)	平成27年度			平成37年度 (数値目標)
			速報値	基準年比	中期目標	
ごみ 排出量	家庭系ごみ	535,198	446,644	-16.5%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	176,058	-30.1%	-35%	-45%
	計	786,931	622,702	-20.9%	-	-
資源としての 再利用率		14.0%	13.8%	-0.2ポイント	22%	50%
ごみの最終処分量		151,386	35,119	-76.8%	55,000	0

## (2) 多様な主体の参画・協働

県民アンケートでは、県民のごみに関する行動について、「ものを大切に長く使おうとする」「環境に配慮した消費行動をとる」などといった県民の割合は平成16年度以降微増にとどまっており、概ね40～60%となっています。

一方、県民のごみに関する意識については、「今日の使い捨て社会について疑問を感じている」県民の割合が約80%あり、ごみ減量化に関する意識が行動につながっていない状況がうかがえます。

表2 多様な主体の参画・協働 (％)

多様な主体の参画・協働に関する指標	平成16年度 (基準年)	平成27年度	中期目標		平成37年度 (数値目標)
			基準年比		
ものを大切に長く使おうとする県民の率	58.2	59.6	+1.4	90.0	100.0
環境に配慮した消費行動をとる県民の率	39.4	40.1	+0.7	90.0	100.0
食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率	38.5	44.3	+5.8	90.0	100.0
ごみゼロ社会実現プランの認知率	—	38.4	—	100.0	100.0
今日の使い捨て社会について疑問を感じている県民の率	90.3	80.4			

※調査対象は、県民7,500名を無作為抽出しています。(回収率約40～50%)

## 3 今後の対応

平成27年度はプランの中期目標の設定年度であることから、事業者やNPO団体、市町、県など、さまざまな主体の平成27年度までの取組状況について、「ごみゼロプラン推進委員会」での議論をふまえて評価・検証し、プランの中間評価として今年度中にとりまとめを行います。

# ごみゼロ社会実現プランの体系

## 取組の基本的な視点

- (1) 意識・価値観・行動の転換
- (2) 取組に関する優先順位・明確化
- (3) 多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
- (4) ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

## プランの基本事項

- (1) 計画期間：2005～2025年度（平成17～37年度）
  - (2) 取組対象：家庭系ごみ及び事業系ごみ（一般廃棄物）
  - (3) 推進主体：県、市町及び県民
- ※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称。

## 基本方向

- 《発生・排出抑制》
1. 拡大生産者責任の徹底
  2. 事業系ごみの総合的な減量化の推進
  3. リユース(再利用)の推進
- 《再資源化》
4. 容器包装ごみの減量・再資源化
  5. 生ごみの再資源化
- 《環境と経済の好循環創出》
6. 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
  7. 公正で効率的なごみ処理システムの構築
- 《気運醸成・文化形成》
8. ごみ行政への県民参画と協働の推進
  9. ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

## 基本取組

拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討
拡大生産者責任に基づく取組の推進
事業系ごみ処理システムの再構築
事業系ごみの発生・排出抑制
事業系ごみの再利用の促進
不用品の再利用の推進
リターナブル(リユース)容器的普及促進
リースやレンタルの推進
モノの長期使用の推進
容器包装リサイクル法への対応
容器包装の削減・簡素化の推進
生ごみの堆肥化・飼料化
生ごみのエネルギー利用
生ごみの生分解性プラスチック等への活用
ローカルデポジット制度の導入
障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進
ごみゼロに資する地域活動の活性化促進
民間活力を生かす拠点回収システムの構築
サービスマスターの仕組みを生かしたリサイクル
埋立ごみの資源としての有効利用の推進
ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
廃棄物会計等の活用促進
地域密着型資源物回収システムの構築
地域の排出特性を踏まえたごみ行政の推進
住民参画の行動計画づくり
レジ袋削減・マイバッグ運動の展開
ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進
情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化
もったいない普及啓発運動の展開
環境学習・環境教育の充実
ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

## 推進方策

- 1 短期・中期の目標設定
  - ①ごみ排出量削減率
    - 家庭系ごみ 6%(2010) 20%(2015)
    - 事業系ごみ 5%(2010) 35%(2015)
  - ②資源としての再利用率
    - 21%(2010) 22%(2015)
  - ③ごみの最終処分量
    - 81,000t(2010) 55,000t(2015)
  - ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
    - 80%(2010) 90%(2015)
  - ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
    - 60%(2010) 90%(2015)
  - ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
    - 60%(2010) 90%(2015)
- 2 プラン推進のマネジメント
  - 各主体の役割に応じた取組の推進
  - 各主体間の連携・協働
  - 全体的な推進体制の確立
- 3 プランを取り巻く諸課題
  - 再利用の困難なもの(有用物)
  - 災害時等の適正処理の確保
  - 一般廃棄物と産業廃棄物との区分
  - 不法投棄対策
  - 取組の計画的、段階的な推進
  - 現行法制度上の制約等への対応

## 県の行動計画

- 1 県の役割
- 2 県の主な取組
  - 「ごみゼロ社会実現プラン」の周知、啓発
  - 県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組推進のマネジメント
  - モデル事業等の実施とその成果の普及
  - 市町、事業者等への支援等
  - 広域的な取組の推進
  - 政策提言、要望
- 3 ごみ処理施設の整備の方向

# 「ごみゼロ社会」の実現

## 基本理念

- ① ごみ排出量削減率
  - 家庭系ごみ30%
  - 事業系ごみ45%
  - (対2002年度実績)
- ② 資源としての再利用率 50%
- ③ ごみの最終処分量 0トン
- ④ ものを大切に長く使おうとする県民の率 100%
- ⑤ 環境に配慮した消費行動をとる県民の率 100%
- ⑥ 食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率 100%
- ⑦ ごみゼロ社会実現プランの認知率 100%

## 県内の現状

- ごみ処理に関する現状
- 県民の意識
  - ごみの組成
  - NPO等団体の意識
  - 事業者の意識
  - 市町の取組状況

## 8 三重県認定リサイクル製品の県の購入・使用状況について

### 1 「三重県リサイクル製品利用推進条例」の概要

#### (1) 目的

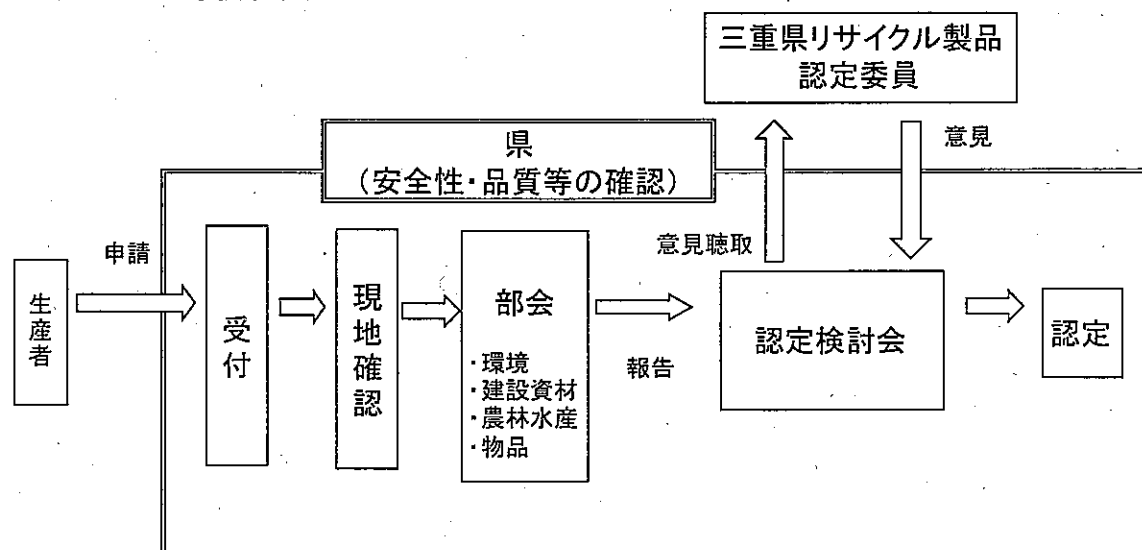
「三重県リサイクル製品利用推進条例」(平成13年3月制定)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的としています。

県は、リサイクル製品を認定し、その製品を優先的に使用又は購入し、工事を行う場所に掲示を行うことにより、県民、市町、事業者等によるリサイクル製品の利用拡大をめざすとともに、同製品の安全性についても確認を行います。

#### (2) 認定の流れ

リサイクル製品の認定にあたっては、安全性や品質等について「三重県リサイクル製品認定委員」に意見聴取し、認定基準に適合したものを「認定リサイクル製品」として認定します。なお、製品認定の有効期間は5年となっています。

リサイクル製品認定フロー





## 2 平成27年度の状況

### (1) 認定状況

平成27年度は、リサイクル製品8製品(新規4、更新4)を認定しました。

平成27年度末現在の認定リサイクル製品は、82製品となっています。

#### リサイクル製品認定状況(各年度末)

(単位:製品)

	建設資材	農業資材	環境資材	物品	合計 (事業者数)
	(改良土、コンクリート二次製品等)	(肥料等)	(工事用看板等)	(防球ネット等)	
平成27年度	72	1	7	2	82 (51)
平成26年度	73	1	7	2	83 (52)
平成25年度	67	1	8	2	78 (54)
平成24年度	74	3	12	2	91 (55)
平成23年度	72	4	12	2	90 (59)

### (2) 県の購入・使用状況

条例の規定により、県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならないとされています。

県は平成27年度、県発注公共工事等で約6億7600万円の認定リサイクル製品を購入・使用しました。

#### 三重県の購入・使用状況

(単位:千円)

	建設資材	農業資材	環境資材	物品	合計
	(改良土、コンクリート二次製品等)	(肥料等)	(工事用看板等)	(防球ネット等)	
平成27年度	676,125	0	0	0	676,125
平成26年度	721,661	0	130	0	721,791
平成25年度	1,134,550	0	280		1,134,830
平成24年度	1,209,048	0	480		1,209,528
平成23年度	985,217	1	682		985,900

### (3) 取組状況

#### ①品質及び安全性の確認

認定リサイクル製品の品質及び安全性については、生産者から年1回報告される認定基準適合状況報告書により確認するとともに、44事業者(73製品)に対して延べ55回の立入検査を行いました。

立入検査では、安全性の確認のため、認定リサイクル製品(53製品)を収去し、分析しました。その結果、建設資材1製品で、ほう素が土壌環境基準(溶出量)を超過していたため、安全性の確認方法などの改善を指導しました。なお、基準を超過した製品は、製品として利用されていないことを確認しました。

#### ②利用推進

認定リサイクル製品の利用推進については、県ホームページへの掲載、パンフレットの配布等により、認定リサイクル製品のPRに努めました。

また、県の公共工事の発注機関への説明会の開催や、設計時にチェックリストによる利用状況の確認をしました。

### 3 今後の対応

今後も引き続き、リサイクル製品の認定にあたって、品質及び安全性等について認定基準に照らして厳格に審査を行うとともに、認定リサイクル製品のPRにより、認定リサイクル製品に対する認知度を高め、市町での利用や県の公共工事等における認定リサイクル製品の利用推進に向けた取組を進めます。

また、認定生産者等に対して立入検査を随時実施し、認定リサイクル製品の品質及び安全性を確保していきます。

## 9 各種審議会等の審議状況について

(平成28年2月18日～平成28年6月2日)

### 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成28年3月11日
3 委員	会長職務代行者 梅村 光久 委員 藤内 隆志 他8名
4 諮問事項	(1) 各種学校の廃止認可について (2) 専修学校の廃止認可について
5 調査審議結果	各種学校の廃止認可及び専修学校の廃止認可について審議され、2件とも認可することに異議はないと答申された。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

### 2 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成28年3月4日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉 加代子 委員 高倉 一紀 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度事業の進捗状況及び平成28年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年6月21日

### 3 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	平成28年3月11日
3 委員	会長 山田 康彦 副会長 田部 眞樹子 委員 山下 治子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度事業の進捗状況及び平成28年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年7月20日

#### 4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	平成28年3月6日
3 委員	会長 岡野 友彦 副会長 吉田 悦之 委員 新 輝美 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成27年度事業の進捗状況及び平成28年度事業等について意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：未定

#### 5 三重県自然環境保全審議会 温泉部会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成28年2月23日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 大沼 章子 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく土地の掘削の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地の掘削許可申請（桑名市内、志摩市内各1件）について審議が行われ、許可が適当と認められた。
6 備考	次回開催日、今後の予定：平成28年6月24日

#### 6 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	平成28年5月17日
3 委員	会長 小川 眞里子 副会長 佐伯 富樹 委員 伊藤 公則 他17名
4 諮問事項	第2次三重県男女共同参画基本計画の変更について
5 調査審議結果	・第2次三重県男女共同参画基本計画の改定等について説明し審議を行った。 ・県が実施する男女共同参画施策の平成27年度実施状況の評価の実施方法等について検討が行われた。
6 備考	次回開催、今後の予定： 平成28年7月に、各部会において、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、対象課へのヒアリングを実施する予定。また、平成28年7～11月に、第2次三重県男女共同参画基本計画の改定について審議を行う予定。